

平成25年6月28日

青森県議会基本条例の概要

1 議会基本条例を制定した理由・意義

地域の課題については、その地域の住民と自治体の責任と判断により決定するという「真の地方自治」の確立を目指していかなければならない。

そのためには、二元代表制の一翼として、知事と互いの役割を尊重しつつも、議会の機能を最大限に発揮していく必要があるが、これまで議会の基本理念や議員の責務・役割等や議会運営の原則等議会に関する基本的事項が明文化されていなかった。

したがって、これらを明らかにした上で、県民の負託に的確にこたえていくということが制定の理由・意義である。

2 議会基本条例の特徴（ポイント）

本条例の特徴（ポイント）は、次のとおりである。

- ・ 議会の基本理念や議員の責務・役割等、議会に関する基本的事項を明文化（第2条～第7条）
- ・ 知事等による質問内容の趣旨確認ができる旨を規定（第9条）
- ・ 委員会における議員間討議の積極的活用について規定（第10条）
- ・ 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の原則公開を規定（第13条第1項）
- ・ 議案等に対する議員の賛否の公表を規定（第13条第1項）
- ・ 広報及び広聴並びに議会図書室の充実に関し協議又は調整を行うための組織の設置ができる旨を規定（第19条）

3 施行日

公布日施行（平成25年6月28日施行）